

堺個審第20-1-2号
(答申第139号)
令和3年8月6日

堺市長 永藤 英機 様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口 智 春



諮問に対する答申

令和2年12月14日付け堺総総第2602号で諮問のありました下記諮問案件
について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	平成23年度メンター制度実施報告書
実施機関 (処分庁)	堺市長 (総務局 人事部 人事課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長 (総務局 行政部 総務課)

答 申

第1 審議会の結論

令和2年12月14日付けで諮問のあった審査請求事案「平成23年度メンター制度実施報告書」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和2年8月21日、審査請求人は、堺市個人情報保護条例（以下「条例」という。）13条1項の規定に基づき、本件対象公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 同年9月3日、実施機関は、本件請求に対し一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり不開示部分の理由を付して審査請求人に通知した。
条例14条6号に該当する。
- 3 令和2年9月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨（審査請求書原文）

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張要旨

一部について開示しない理由が条例第14条第6号に該当とのことだが、請求の目的は堺市を被告とした不法行為の損害賠償であり、その原因である不法行為についてメンター制度期間以外にメンターに相談した事があり、その相談に基づく人事課の不作為を争点としていることから在職時に請求人が当該制度を利用しどのようなアドバイスを受けメンターが報告をしていたか（当該不法行為の内容を含むものであるか）の開示が不可欠となる。裁判の準備資料にて請求人の記憶と被告の主張に齟齬があり整理する必要がある。請求人は既に堺市を退職しており堺市と対峙するのが当該損害賠償に係る事件のみであり、その内容を非開示とすることがメンター制度の適切な遂行に著しい支障を及ぼす理由とならないため。

第5 実施機関の主張要旨

堺市メンター制度実施要綱（以下「要綱」という。）第10条で「メンタ

一及び相談メンティー並びに関係職員は、メンタリングにおいて知り得た秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。」としてメンタリングに関する守秘義務が定められるなど、メンターは、メンタリングによる報告文書が、公開されないことを前提として、メンタリングにおいて得られた結果や感じた事項をありのまま人事当局に報告している。人事当局はそのような報告を受けることで、メンター制度が適正に実施されているか、制度の目的に沿った運用がなされているかを把握することができる。

しかし、メンター及びメンティーが作成した報告書が公開されるとなれば、メンター及びメンティーは、双方の信頼関係が損なわれることを危惧して、忌憚のない意見の記載を控える可能性がある。それにより、人事当局は実施されたメンタリングの内容を適切に把握することができず、メンターの適性やその後の制度運用について検証することが不可能になることから、メンター制度の適正な運営における著しい支障、すなわち「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」といえる。

したがって、本件公文書のうち、当初の目標・メンティーの変化・問題点・今後の課題・メンタリングの成果に係る部分を「事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」に該当するとして、不開示とした本件処分は適法妥当である。

第6 審議会の判断

1 本件対象公文書について

堺市メンター制度とは、キャリア形成等に関し助言や指導の支援(以下「メンタリング」という。)を受けようとする職員(以下「メンティー」という。)の申出等を受けて直属の上司ではない職員がメンタリングを行う(このメンタリングを行う職員を「メンター」という。)仕組みであり、本件対象公文書は、平成23年度に審査請求人がメンティーとして当該制度を利用した際に、助言や指導を行ったメンターが作成した「メンター制度実施報告書」である。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件処分の理由を条例14条6号としているが、実施機関に確認したところ、実際は条例14条6号オであるとの回答があった。

条例14条6号オは、「事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を

不開示とする規定であり、「支障を及ぼすと認められる」とは抽象的な可能性では足りず、法律上、保護に値する相当の蓋然性が認められることを要する。

そこで、当審議会では本件処分がこれに該当するか否かについて検討を行った。

まず、メンター制度は要綱に基づき実施されており、その要綱を補足するため、「堺市メンター制度実施の手引き」（以下「手引き」という。）が作成されている。

本件対象公文書である「メンター制度実施報告書」は、要綱で定められている様式であり、「メンターの所属・職名・氏名・連絡先」「担当メンティーの所属・職名・氏名」「当初の目標」「メンタリング実施日時・場所・内容」「メンティーの変化」「問題点・今後の課題」「メンタリングの成果」の項目を記載することとなっているが、当該要綱及び手引きには当該項目に記載すべき内容についての具体的な指定もないことから、「メンターの所属・職名・氏名・連絡先」「担当メンティーの所属・職名・氏名」「メンタリング実施日時・場所・内容」以外の項目については、メンターの主観や所見に基づく意見等を自由に記載することとなっていると考えられる。

また、要綱及び手引きには、メンター及びメンティー並びに関係職員は相談内容について、知り得た秘密を厳守すること、また、「メンター制度実施報告書」はメンタリング期間の終了後、メンターから人事課長に報告するものと定められている。

そこで、当審議会において本件対象公文書を見分したところ、その不開示部分は、メンターがメンティーを含む第三者に開示されないことを前提として、メンタリングを通じて得られた自身の主観と所見に基づく意見等を人事課長に報告するために記載した内容であることが確認できた。

仮に、不開示部分を開示することとなれば、今後、メンターがメンティーとの関係の悪化を懸念し、自由な意見の記載を差し控えることが予想される。

そうなれば、実施機関はメンターの適性や以後の制度運用について必要な情報を得ることが困難となる。

よって、本件対象公文書の開示により、メンター制度の適正な運営に、法律上、保護に値する相当の蓋然性がある支障を及ぼすものと認められる。

以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月14日	諮問書の受理
令和3年2月18日	審 議
令和3年3月18日	審 議
令和3年4月14日	審 議
令和3年6月23日	審 議
令和3年7月27日	審 議
令和3年8月 6日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
矢口 智春	弁 護 士	会 長
岡本 大典	弁 護 士	会長職務代理者
青木 賜鶴子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科教授	
赤木 俊夫	株式会社NHKグローバルメディア サービス 執行役員西日本支社長	
高野 恵亮	大阪市立大学大学院 都市経営研究科教授	
松尾 伸子	西日本電信電話株式会社 大阪南支店長	(~R3.6.30)
田中 雅人	堺商工会議所常議員 (大阪ガス株式会社 大阪・奈良・和歌山地区統括支配人)	(R3.7.1~)

